

兵庫県公報

平成19年 9月14日 金曜日 第 1910 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定（医務課）	1
○救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	1
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	1
公 告	
○寄附者の顕彰（秘書課）	2
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	3
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	7
○軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	8
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	8
公安委員会告示	
○各警備業務に係る検定合格者審査	8

告 示

兵庫県告示第 943 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年 9月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 真星病院
 所 在 地 神戸市北区山田町上谷上字古々谷12番地の 3
 認 定 年 月 日 平成19年 4月 1 日
 認定の有効期限 平成22年 3月31日

兵庫県告示第 944 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成19年 9月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 真星病院
 所 在 地 神戸市北区山田町上谷上字古々谷12番地の 3
 撤 回 年 月 日 平成19年 3月31日

兵庫県告示第 945 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 9月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年 9月14日から 2 週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 切畑道場線	宝塚市玉瀬字イツリハ1番60から 同市玉瀬字イツリハ1番54まで	旧	8.0から 19.0まで	379.0	
		新	5.0から 19.0まで	437.0	

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成19年9月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名及び住所

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 大道 進 | 尼崎市 |
| (2) 入江 美彌子 | 大阪府吹田市 |
| (3) 田淵 安一 | 神奈川県鎌倉市 |
| (4) 眞田 幸広 | 尼崎市 |
| (5) 財団法人伊藤文化財団 | 神戸市中央区 |

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

~~~~~

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年9月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人三栄絆の会

イ 代表者の氏名 河野 清壽

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区本庄町2丁目8番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域に在住する高齢者が健康で安全に楽しく老後の生活が出来るよう、地域住民に対して相互助け合いに関する事業を行い、高齢者から子供まで幅広い年代層が協力し、人間性にあふれ魅力ある地域福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県砂防ボランティア協会

イ 代表者の氏名 山仲 晃實

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区小東山6丁目14番地の8

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県民等に対して、土砂災害から生命・財産を守るための事業を行い、安全な地域づくりに寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人くつろぎ

イ 代表者の氏名 村上 成子

ウ 主たる事務所の所在地 加西市玉野町1131番地の62

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して介護保険法に基づく事業を行うとともに、地域住民に対して地域助け合いに関する事業を行い、地域の福祉の発展、及び支え合い助け合う地域づくりに寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝・きもの塾

イ 代表者の氏名 原 仁美

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区禅昌寺町1丁目11番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市内を中心とする一般住民及び日本で暮らす外国人に対して、きものをはじめ日本古来の美しい文化の伝承普及啓発に関する事業を行うとともに、高齢者の生きがいづくりや地域活性化を支援する事業を行い、すべての人にやさしく、魅力と活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

## 5(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はあとネット

イ 代表者の氏名 田中 亨胤

ウ 主たる事務所の所在地 加東市山国2006番地13兵教大職員宿舎2-235号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、子育て家庭支援事業、社会的弱者を理解し支援するための学習の場づくり事業、コンサート等の企画開催事業及び公共施設の管理運営事業を行い、すべての人がいきいきと安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 6(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 TOSS 五色百人一首協会ひょうご

イ 代表者の氏名 木村 孝康

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市青山西2丁目1番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の子ども達、保護者や教育に関心がある地域住民に対して、子どものための伝統文化伝承事業、子どものための学習支援事業、教育に関する研究・情報提供事業及び、関係団体のネットワーク構築・交流事業を行い、地域の教育の発展に寄与することを目的とする。

## 7(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人武庫川ゆめ工房

イ 代表者の氏名 相澤 徹

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市池開町6番46号

エ 定款に記載された目的

この法人は、老若男女を問わず乳幼児から大人まで地域住民に対して、生涯スポーツを通じた健康生活の提案・推進、持続可能な循環型社会とまちづくりの提案・推進に関する事業を行い、地域住民が健康で安心して暮らすことが出来る社会の実現に寄与することを目的とする。

## 8(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO 法人アマ. バンド&amp;スポーツ

イ 代表者の氏名 白川 欽一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区備後町5丁目3番1号ウエルブ六甲道一番街

エ 定款に記載された目的

この法人は、アマチュアバンドの音楽活動を支援する事業や、野球・ゴルフを中心としたスポーツ活動を支援する事業を行うことにより、青少年が各々の個性を伸ばして心身ともに健やかに成長し、多くの人々が生きがいを持ち、明るく豊かで充実した暮らしができる社会の実現を目指すとともに、地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 9(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人加西市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 森下 幸則

ウ 主たる事務所の所在地 加西市北条町古坂1072番地の14加西市健康福祉会館内

エ 定款に記載された目的

この法人は、加西市内の知的な障害をもつ者や保護者、一般市民に対して、会員相互の研鑽と親睦を図りながら、障害者の社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、知的障害者の福祉増

進と豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 RANGER・CSO

イ 代表者の氏名 杉水流 大河

ウ 主たる事務所の所在地 三木市志染町青山一丁目18番

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の安全や安心等、暮らしに関わる生活課題を抱えている人々に対して、地域の関係機関・団体と協働による地域防犯、子育て支援、ニュースポーツ振興に関する事業を行い、個人が持つ様々な知恵や知識をまちづくりに役立て、地域の双方向の交流や貢献の場づくりに寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 工房・彩

イ 代表者の氏名 服部 美代

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区神陵台2丁目3番3-101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行うとともに、障がい者・高齢者と地域住民との交流の場づくりに関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域住民が区別なく安心して暮らせるまちづくりと地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県再生振興協会

イ 代表者の氏名 武澤 利夫

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区妙法寺字岩山1056-1

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本に在住する障害者が、その持てる能力に応じて自立した生活を営み積極的な社会参加を実現するために、障害者の雇用の促進事業および相談支援事業並びに就労支援事業を通じて、人間性あふれ、魅力ある地域福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 須磨ヨットクラブ

イ 代表者の氏名 秋田 和慶

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区若宮町1丁目1番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、海洋スポーツに興味を持つ人々に対して、海洋スポーツの振興に関する事業を行い、全ての人が生涯生き生きと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

14(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 さくらの家

イ 代表者の氏名 黒田 廣之

ウ 主たる事務所の所在地 加西市下芥田町149番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活している居場所を求めている障害者や社会復帰を目指している障害者

の人々に対して、地域に根ざしたまごころのこもった助け合いの精神を持ち、社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、障害者の社会的自立をすすめ地域住民と障害者が健やかに暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

15(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あすなろ福祉の会

イ 代表者の氏名 志水 淳

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区星和台3丁目14番地の8

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者スポーツに関する事業及び癒し犬派遣事業を行い、障害者スポーツ人口の裾野を広げるとともに、誰もが生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

16(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人すぎなの会

イ 代表者の氏名 立花 茂

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市平岡町一色347番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業、障害者小規模作業所運営事業、障害者とその家族の支援相談事業及び障害者と地域住民との交流事業などを行い、障害者の自立支援、福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年9月14日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ウィズアス

イ 代表者の氏名 鞍本 長利

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区水笠通4丁目1番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 2(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シーズ加古川

イ 代表者の氏名 田中 茂

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町篠原町111番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、加古川市・高砂市・稲美町・播磨町を中心とする地域の個人及び市民団体（法人を含む。以下に同じ）に対して、公益を目的とした自発的な市民活動に対する支援事業、グラウンドワークの手法を取り入れた事業及び個人・企業に対する社会貢献活動の啓蒙を行い、市民活動を促進し、21世紀の市民社会にふさわしい魅力と活力にあふれる地域の創造に寄与することを目的とする。

## 3(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人サポートステーション Flat

イ 代表者の氏名 吉本 直貴

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市戸田町2番2号西宮ルモン205

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神間の障害を持つ人とその家族に対して、地域生活支援に関する事業を行い、他団体とのネットワークを図りながら、地域とのかかわりを通してノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

## 4(1) 申請のあった年月日 平成19年8月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人NPO はりま

イ 代表者の氏名 北村 専次

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市野口町良野1040番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、身体に障害を持つ人や介護を必要とする高齢者の生活支援及びその家族の介護負担を軽減するための支援を行うとともに福祉施設の活動を支援し、もって福祉の増進に寄与する

ことを目的とする。

### 軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成19年9月14日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 免税証

| 種類              | 用途 | 記号・番号       | 有効期限       | 枚 | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称         | 交付県民局  | 紛失年月日      |
|-----------------|----|-------------|------------|---|------------------------------|--------|------------|
| 20<br>リットル<br>券 | 農業 | H24 8348118 | 平成19年10月5日 | 1 | たつの市揖西町清水<br>新164<br>（有）小河石油 | 西播磨県民局 | 平成19年8月10日 |

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年9月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町太田字ヨフカ1537番1の一部、1537番3、1537番4の一部、1538番1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
揖保郡太子町東出216番地の5  
山榮徳行株式会社 代表取締役 山本陽典
- 許可年月日及び許可番号  
平成19年4月24日  
兵庫県指令西播（建）第1-1号（19太子）

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第242号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年9月14日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

- 審査に係る警備業務の種別及び級
  - 空港保安警備業務1級及び2級
  - 施設警備業務1級及び2級
  - 交通誘導警備業務1級及び2級
  - 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
  - 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 実施日時
  - 1級  
平成19年10月19日（金）午前9時から午後0時まで
  - 2級  
平成19年10月19日（金）午後2時から午後5時まで



## 3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目6番21号  
兵庫県警察本部別館8階 801会議室

## 4 審査対象者

## (1) 1級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

## (2) 2級

空港保安警備、核燃料物質等運搬警備、常駐警備、交通誘導警備及び貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧規則第1条第2項の規定する2級に係るものに合格した者

## 5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上である者（前記(1)に掲げる者を除く。）

## 6 審査の申請手続

## (1) 受付期間

平成19年9月18日（火）から同月28日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

## (2) 審査定員

1級、2級ともにそれぞれ30人

## (3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

## (4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ 代理人が申請を行う場合は、委任状

オ その他

(ア) 前記(3)のイに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。）

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

## (5) 申請方法

- ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
- イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。
- ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

## (6) 手数料

- 1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。
- なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

## 7 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046